# 一般社団法人かんきょうデザインプロジェクト定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人かんきょうデザインプロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、環境保護やリサイクルについての研修や研究を通じて、社会への環境啓発活動や環境ビジネスの浸透に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
  - (1) 環境保護・資源リサイクルの啓発のための教育研修事業
  - (2) 環境保護・資源リサイクルの啓発のための広報事業
  - (3) 環境保護・資源リサイクルを事業化するための環境ビジネスに関する 研究開発事業
  - (4) 環境保護・資源リサイクルに関する調査及びコンサルタント事業
  - (5) リサイクルショップ店の経営
  - (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法による。

# 第2章 会員

(種別)

- 第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
  - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において 推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、当法人の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければ ならない。
  - 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に いつでも退会することができる。

# (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第15条第2項に定める 社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
  - (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
  - (2)総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する 会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上 の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることは できない。
  - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

# 第3章 社員総会

## (社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

### (招集)

- 第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
  - 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

### (決議の方法)

- 第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4)解散
    - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
    - (6) その他法令で定めた事項

### (議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があると きは、当該社員総会で議長を選出する。

#### (議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、 社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

# 第4章 役員

### (員数)

- 第19条 当法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上

#### (選任等)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
  - 2 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法 令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えては ならない。監事についても、同様とする。
  - 3 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3

分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 増員又は補欠として選任された理事の任期は、他の理事又は前任者の任期の 満了する時までとする。
  - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合に は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有す る。

(代表理事の選定及び職務権限)

- 第22条 当法人は、1名を代表理事とし、社員総会により選定するものとする。
  - 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産 上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

# 第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準 じ収入を得又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第29条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第6章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日 までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第31条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 武松昭男

設立時理事 吉田博彦

設立時理事 工藤健一

設立時理事 渡邊美奈

横浜市中区山下町86番地1ライオンズステージ山下公園404号室

設立時代表理事 武松昭男

設立時監事 栗原清剛

(設立時の社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市中区山下町86番地1ライオンズステージ山下公園404号室 武松昭男

横浜市中区山下町86番地1ライオンズステージ山下公園404号室 武松明美 (法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人かんきょうデザインプロジェクト設立に際し、設立時社員武 松昭男他1名の定款作成代理人である司法書士法人リーガルサービス社員司法書士 永島伸一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年4月21日

設立時社員 武松昭男 設立時社員 武松明美

上記設立時社員の定款作成代理人

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目17番1号 相鉄岩崎学園ビル3F 司法書士法人 リーガルサービス 社員 永島伸一